

責任ある成長を目指す サプライヤーのための ガイドライン

目次

1. 序文	1
2. グローバルな規制義務の推進	2
2. 1. 環境規制	2
2. 2. 健康と安全	2
2. 3. 動物福祉	3
2. 4. 労働と人権	3
2. 5. 商業コンプライアンス	4
2. 6. ビジネス倫理：汚職と贈収賄の防止	4
2. 7. データ保護とプライバシー	5
3. サステナビリティへの期待	6
4. コンプライアンス、監査、継続的改善	8

1. 序文

ICE ファーマは、事業のあらゆる側面において、持続可能で責任ある未来の構築に取り組んでいます。グローバルな製薬・化学企業として、ICE ファーマのインパクトは現在の企業活動にとどまらず、私たちがサービスを提供する地域社会や私たちが事業を展開する生態系にまで及んでいます。業界のベストプラクティスと規制上の義務に基づき、高い環境・社会・ガバナンス基準を維持し、社会、環境、すべてのステークホルダーの幸福に積極的に貢献します。

ICE ファーマは最高品質のサプライヤーと協働しているため、パートナーやサプライヤーにも、ICE ファーマの価値観に沿った期待や誠実さにおいて、同様に高い基準を満たすことを期待しています。サプライヤーは私たちの使命に不可欠なパートナーであり、私たちの集団的影響を責任ある持続可能なものにする基準を維持するために、私たちはサプライヤーに協力を仰いでいます。

私たちのコミットメントと期待はサステナビリティ戦略に沿ったものであり、人々と地球にとってより良い未来を創造するための私たちの継続的な進路を反映したものです。この戦略は、最も重要な課題に取り組み、持続可能な成長へのアプローチを導く 4 つの基本的な柱に基づいています。

持続可能性の実践を導く ICE の柱

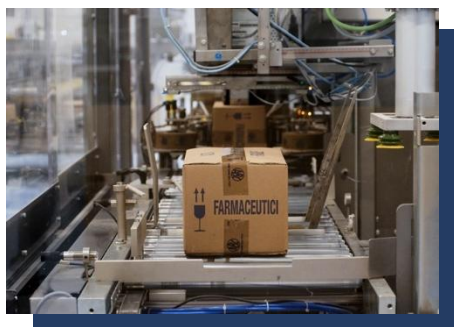
患者の幸福に貢献する	持続可能性の向上 事業の持続可能性の向上	責任あるサプライチェーンの管理	人への思いやり
革新的で安全かつ高品質な医薬品原料の提供を通じてお客様をサポートし、より健康な社会の実現に貢献する。	健全な ESG ガバナンスを通じて排出量、エネルギー使用量、水消費量を削減し、同時にプロセス効率を高め、製品の継続性を確保する。	サプライヤーと緊密に協力し、コーポレート・ガバナンスを尊重し、責任ある経営管理を実施することにより、サプライチェーンの透明性を確保する。	私たちは、変革的で包括的な企業文化を通じて従業員を育成し、各人の幸福と自己啓発を確保することに全力を注いでいます。

私たちは、「責任あるサプライヤー育成のための明確なガイドライン」を通じて私たちのコミットメントを明確にすることで、サプライヤーとの良好な協力関係を促進し、これらの基準を満たし、さらにそれを上回ることができ、サプライチェーン全体を通じて私たちの事業の持続可能性と回復力を確保できると確信しています。

私たちは、サプライヤーが ICE ファーマの持続可能性の目標に精通し、この「責任あるサプライヤー成長のためのガイドライン」に概説されている基本原則と期待を遵守することにより、その達成を支援することを期待しています。

サプライヤーとの関係を選択または更新する際、私たちは責任ある持続可能なビジネス慣行に関する私たちの基準との整合性を確保するために、これらの期待を慎重に評価します。私たちは常に、パートナーとの話し合いや協力に前向きであり、私たちの共通の目標に沿ったパートナーの活動に関するあらゆる情報をお待ちしています。

2. グローバルな規制義務の推進



ICE ファーマは、サプライヤーが主要な業務分野において、適用されるすべての地域、地域、国際的な規制を遵守することを期待します。法規制の遵守に加え、責任あるサプライチェーン管理に対する当社のアプローチは、Pharmaceutical Supply Chain Initiative (PSCI)、国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)、OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct などの業界のベストプラクティスに導かれています。これらの枠組みは、サプライヤーが倫理的慣行、環境保護、人権尊重に対する当社のコミットメントに沿っていることを確認するのに役立ちます。

2.1. 環境規制

ICE ファーマは、サプライヤーに対し、環境への影響を最小限に抑えるよう要請し、責任ある行動を通じて、より健全な地球の実現に貢献します。私たちは、サプライヤーが環境に優しい方法で事業を行い、環境を保護し、影響を与える地域社会の健康を向上させる努力を歓迎します。共に前進することで、私たちは共有するサプライチェーン全体で大幅な環境改善を達成することができます。

- **環境規制と要件／義務：**ICE ファーマは、すべてのサプライヤーとパートナーに対し、適用されるすべての地域と 地域の環境規制を遵守し、必要な許可とライセンスを取得することを期待します。これらの要件／義務を遵守することは、当社のすべての活動において高い環境基準を維持するために不可欠です。
- **水の使用と排出：**サプライヤーは、生態系や地域社会に影響を与える可能性のある物質の偶発的な流出や放出を防止するための管理体制を整えなければなりません。
- **資源効率と廃棄物管理：**私たちは、サプライヤーが循環型経済の原則を採用する努力を奨励し、可能な限り廃棄物を削減し、効率を向上させ、資源の使用を最小限に抑えるよう促します。サプライヤーは、廃棄物の削減、リサイクル、再利用のためのシステムを確立し、持続可能な経営を行うという共通のコミットメントの一環として、再生可能な資源とエネルギー効率の高い手法を優先することが求められます。
- **気候変動の緩和：**私たちは、スコープ 1、2、3 を含む温室効果ガス (GHG) 排出量の削減方法を監視し、報告することをサプライヤーに奨励しています。CO₂排出量を測定し、最小化し、国際的なガイドラインに従って報告する努力は、私たちの共同気候コミットメントの不可欠な部分と考えられています。
- **生物多様性の保全：**私たちは、サプライヤーが生物多様性への影響を評価し、生態系への影響を最小化する取り組みを実施することで、生物多様性への影響を低減することを期待します。

2.2. 健康と安全

ICE ファーマは、サプライチェーン全体を通じて、労働者の健康、安全、福祉を確保することを約束します。私たちは、サプライヤーが安全で健康的な労働環境を促進し、従業員、地域社会、公衆を潜在的な安全衛生リスクから守るための慣行を採用することを期待します。

- **職場の安全性とリスク認識：**サプライヤーは、リスクアセスメント、緊急時計画、安全文化を促進する手段を含む、効果的な安全衛生管理システムを導入することが求められます。これには、潜在的な健康、安全、および環境リスクに関する従業員への明確な情報、ならびに安全慣行をサポートするための適切なトレーニングが含まれる。
- **従業員の保護と福祉：**サプライヤーは、必要な保護具、適切な施設、および教育訓練を提供することにより、化学的、生物学的、および物理的な危険への曝露から労働者を保護する必要があります。

- **職場の安全管理**：ICE ファーマは、サプライヤーに対し、工程に関連する危険性を特定、監視、管理し、化学的・生物学的工程に関連するリスク防止システムの採用を奨励し、従業員と周辺地域の安全を確保する安全プログラムを実施することを要求します。

2.3. 動物福祉

ICE ファーマは、動物を尊重した取り扱いを含め、サプライチェーン全体を通じて倫理的慣行を推進することを約束します。私たちは、動物由来の原料の取り扱いに携わるサプライヤーが、動物福祉を優先し、関連するすべての基準を遵守し、責任を持って操業することを期待します。

- **動物福祉規制の遵守**：私たちは、サプライヤーが事業を営む地域に応じて適用されるすべての動物福祉規制を遵守し、事業を行うために必要なすべてのライセンスを取得することを期待します。これらの規制基準の遵守は、倫理的慣行を維持し、業界の要件を満たすために不可欠です。
- **動物の権利の尊重**：サプライヤーは、現地の規制および広範な倫理基準に沿って、動物が尊厳と尊重をもって扱われることを保証することが要求されます。
- **衛生および安全基準**：サプライヤーは、製品の安全性と動物の福祉の両方を確保するため、動物由来の原料が加工される施設において、厳格な衛生慣行に従わなければなりません。
- **動物由来原料の責任ある調達**：私たちは、サプライヤーが責任を持って動物由来原料を調達することを奨励し、同様の動物愛護の価値観を共有するサプライヤーやパートナーを優先します。これは、サプライチェーン全体を通じて倫理的かつ人道的な慣行を推進するという私たちのコミットメントに沿ったものです。

2.4. 労働と人権

ICE ファーマは、サプライチェーンにおけるすべての労働者の尊重、尊厳、公正な待遇を推進することを約束します。ICE ファーマは、サプライヤーが活動する地域で適用されるすべての労働法や規制を遵守し、国際労働機関（ILO）の強制労働条約、最悪の形態の児童労働条約、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）、イギリスの現代奴隷法など、国際的に認められた人権基準を遵守することを求めます。これらの慣行は、差別、搾取、危険な状態から労働者を保護するものです。

- **労働者の権利と規制の尊重**：私たちはサプライヤーに対し、事業を行っている地域で適用されるすべての労働法および規制を遵守し、現地の規制に従って労働者の公正かつ倫理的な待遇を確保することを求めます。
- **強制労働および人身売買からの自由**：サプライヤーは、すべての雇用が自由な選択によるものであり、労働者が強制労働や拘束労働の対象とならないことを保証する必要があります。労働者はいつでも自由に離職することができなければならず、サプライヤーは労働者の移動の自由を制限したり、雇用を得るために補償金の支払いを要求してはなりません。
- **児童労働と若年労働者**：サプライヤーは、現地の規制に従い、雇用の最低年齢に関する現地の法律を厳格に遵守しなければならず、また、若年労働者は、健康、安全、または道徳的な発達を損なう恐れのある労働から保護されなければなりません。ICE ファーマは、可能な限り、若年労働者に教育的支援を提供する努力を奨励します。
- **差別の禁止と公正な待遇**：サプライヤーは、現地の規則に従い、差別、ハラスメント、虐待のない職場を確保することが求められます。労働者は、人種、性別、宗教、年齢、性的指向、障がい、その他保護されている地位に関係なく、敬意を持って扱われなければなりません。
- **賃金、福利厚生、労働時間**：サプライヤーは、最低賃金法以上および労働協約に従って、労働者に公正な賃金が支払われるようにしなければなりません。サプライヤーには、賃金と福利厚生に関する透明性のある情報を提供し、労働時間、時間外労働、休日に関する法律を遵守し、公平でバランスの取れた労働スケジュールを確保するよう奨励します。

- **健康、安全、労働条件：**サプライヤーは、安全で健康的な労働環境を提供し、危険に対処し、従業員に必要な安全教育を提供することが求められます。施設は、清潔さ、換気、飲料水および衛生設備へのアクセスに関する基本基準を満たすか、それ以上でなければなりません。
- **結社と団体交渉の自由：**現地の規則に従い、私たちは労働者が報復を恐れることなく労働組合に加入または結成し、代表され、団体交渉に参加する権利を尊重し、サプライヤーにも同様の原則を尊重することを求めます。
- **苦情／クレーム管理システムおよび報告：**サプライヤーは、問題が聞き入れられ、公正に処理される職場環境を確保するため、労働者が報復を恐れることなく内密に問題を報告し、タイムリーかつ丁寧な方法で問題に対処し、解決できる苦情／クレーム管理システムを提供することが期待されます。
- **地域社会と環境の尊重：**サプライヤーは、事業活動の周辺に住む地域社会の権利を尊重し、環境や地域社会の健康に悪影響を与えないようにしなければなりません。ICE ファーマは、地域社会と関わり、事業活動から生じる可能性のある問題に対処するイニシアチブを大切にします。

2.5. 貿易コンプライアンス

ICE ファーマは、サプライチェーン全体を通じて、倫理的な調達と責任ある事業慣行に取り組んでいます。私たちは、EU や米国の制裁リスト、ドッド・フランク法、関連する国際法、国連条約を含むがこれらに限定されない、適用されるすべての貿易規制を遵守することをサプライヤーに求めます。これらの規制と連携することで、透明性、説明責任、およびグローバルな貿易のベストプラクティスの遵守を確保することを目指しています。

- **貿易関連法規の遵守：**サプライヤーは、物品およびサービスの輸入、輸出、再輸出、または移転に適用されるすべての貿易管理法規を遵守しなければなりません。法律で義務付けられている範囲において、請求書および税関申告書を含むすべての文書には、商品、サービス、および関連費用を正確に記載しなければなりません。
- **紛争地域からの鉱物：**サプライヤーには、特に紛争や人権侵害のリスクが高い地域から産出される可能性のある原材料を特定し、責任を持って調達するために、サプライチェーンにおけるデューデリジェンスを実施することを期待します。ICE ファーマは、透明性のある調達慣行を維持する努力を評価し、サプライヤーが紛争のないサプライチェーンを支援することを奨励します。
- **透明性と記録の保持／記録の保持：**サプライヤーは、特にリスクの高い地域からの原材料について、調達慣行の透明性のある記録を保持することが求められます。適切な記録保持とトレーサビリティは、倫理的な調達と国際貿易基準の遵守を確保するという私たちの連帯責任を維持するために不可欠です。
- **トレーサビリティと責任ある調達：**サプライヤーは、合法的かつ持続可能な調達を促進し、森林伐採を防止し、土地の保全に貢献するために、主要原材料の原産地に関するデューデリジェンスを実施することが求められます。このようなデューデリジェンスは、原材料が責任ある倫理的方法で入手されることを保証するのに役立ちます。

2.6. 汚職と贈収賄の防止

ICE ファーマは、すべての事業活動において最高水準の倫理的行動を維持することを約束します。サプライヤーとそのサプライチェーンが、ICE ファーマの贈収賄・汚職防止ポリシーと、内部告発ポリシーに精通し、自らの活動においても同様の基準を維持することを期待します。本方針は、汚職、賄賂、非倫理的行為に対する ICE ファーマの姿勢を定義し、ICE ファーマが関与するすべての取引におけるガイドラインとなります。

- **法規制の遵守：**サプライヤーは、サプライチェーン全体がこれらの要件に沿ったものとなるよう、事業を行っている国において適用されるすべての腐敗防止法および贈収賄防止法を遵守しなければなりません。これには、海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act)、英国贈収賄防止法 (UK Bribery Act)、イタリア腐敗防止法 (Italy's Anticorruption Law No.3/2019)、ブラジル腐敗防止法 (Brazil's Anticorruption Law)、インド贈収賄防止法 (India's Bribery Prevention Law)、国連腐

敗防止条約（United Nations Convention Against Corruption）の遵守が含まれますが、これらに限定されません。

- **贈収賄および賄賂の支払いの禁止** サプライヤーは、意思決定に影響を与えたり、利益を確保したりするための支払い、贈答品、便宜の申し出や受領を含め、サプライチェーンにおけるあらゆる形態の腐敗を禁止することが求められます。
- **政治献金／寄付**：サプライヤーは、ICE ファーマのために直接的または間接的に政治献金を行うことを控えなければならない、不当な企業利益を得るために政治献金を利用してはならない。
- **記録の保存と内部統制**：サプライヤーは、ICE ファーマとの業務に関連する全ての取引、及びサプライチェーン全体について、正確な記録を保存しなければならない。財務記録は、透明性・信頼性を確保するため、完全で、透明性があり、適時に記録されなければならない。
- **内部告発者の保護とコンプライアンス**：サプライヤーは、コンプライアンス・プログラムを実施し、報復を恐れずに非倫理的な行為や疑わしい行為を報告できる安全で機密性の高い手段に従業員やパートナーに提供することが求められます。サプライヤーは、報告されたインシデントを速やかに調査し、これらの基準を満たすために必要な是正措置を講じなければなりません。サプライチェーンにおける ICE ファーマに関連するインシデントや懸念事項で、私たちの注意を喚起する必要があるものは、<https://icepharma.integrityline.com> を通じて報告することができます。
- **責任ある礼儀作法**：サプライヤーは、接待やもてなしを含む社外パートナーとの贈答品のやりとりが、節度ある適切なものであり、現地の法律を遵守し、サプライヤーの社内方針に沿ったものであることを保証しなければなりません。

2.7. データ保護とプライバシー

サプライヤーは、個人情報を含むすべての情報の保護とセキュリティに関して、適用されるデータ保護／プライバシー法および業界標準に沿った方法で運営するものとします。サプライヤーは、自社および自社を代行する第三者によって処理される個人データおよび情報のセキュリティの適切な保護を確立し、維持するものとします。特に

- **組織的保護措置**：サプライヤーは、偶発的、無許可、または違法な紛失、破壊、改ざん、開示、使用、アクセスに対して、情報の保護、機密性、完全性、および可用性を確保するための適切な組織構造、プロセス、および手順を備えていなければならない。
- **セキュリティおよびコンプライアンス方針**：サプライヤーは、技術的および組織的なセキュリティに対応する適切な方針と手順を定め、最新の状態を維持し、その遵守を定期的に確認するための合理的な措置を講じなければなりません。
- **国境を越えたデータ保護**：プロバイダーは、国境を越えたデータ伝送に適用されるすべての法律の遵守を確保するために、適切な保護措置、規則、手続きを整備しなければならない。

これには、欧州連合の一般データ保護規則（GDPR）、英国のデータ保護法（Data Protection Act 2018）、米国のカリフォルニア州消費者プライバシー法（California Consumer Privacy Act : CCPA）、インドの情報技術法および関連規制、ブラジルの一般データ保護法（General Data Protection Act : LGPD）、日本の個人情報保護法（Personal Information Protection Act : APPI）、ニュージーランドのプライバシー法（Privacy Act 2020）などの関連規制の遵守が含まれますが、これらに限定されるものではありません。また、サプライヤーは、サプライヤーが活動する地域で施行されているその他のデータ保護規制を遵守する必要があります。ICE ファーマのプライバシーポリシーは、<https://www.icepharma.com/privacy-policy> をご参照ください。

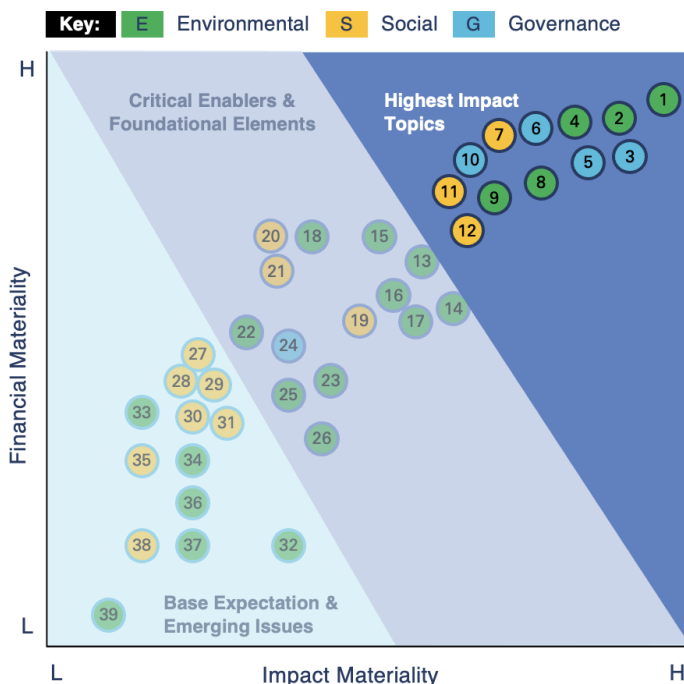


3. サステナビリティへの期待

ICEファーマでは、持続可能性を指針として、プロセスのあらゆる側面に組み込むよう努めています。私たちは、環境への影響を低減し、業務、サプライチェーン、そして業界全体の持続可能性の向上に努めています。

これらの目標を達成することは、単独ではできません。共に前進することで、私たちとサプライヤー、そして人々と地球にとって相互に有益な相乗効果を生み出すことができるのです。私たちはサプライヤーと緊密に協力しながら、ともに課題に取り組み、私たちの使命に沿った革新的な解決策を見出すことを目指しています。確実に前進するために、私たちはサプライヤーに対し、前向きな変化を生み出すための共同努力を推進する優先的な持続可能性活動に参加するよう奨励しています。

コミットメントの一環として、私たちはCSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive) の要件を採用し、バリューチェーン全体のサステナビリティ・イニシアチブに積極的に参加しています。これらの取り組みは、ICEファーマが環境や社会に大きな影響を与える持続可能性の問題や、当社の事業に財務的な影響を与える可能性のある問題を特定するのに役立つ「二重の重要性評価」によって導かれています。このアプローチは、人や地球への影響を軽減し、事業の継続性を確保し、当社の事業に対する潜在的なリスクを軽減するのに役立つ取り組みを開発する上で、重要な鍵となっています。ICEファーマのデュアル・マテリアリティ・アセスメントは、EU ESRSのテーマとサブテーマに基づくサステナビリティ・トピックの厳密なランク付けとともに、ICEファーマのグローバル・オペレーション全体にわたる広範な関与を通じて開発されました。このプロセスでは、当社の重要な影響を明確に理解し、ICEファーマの活動にとって最も重要な持続可能性トピックを特定するための貴重な情報が得られました。¹



Highest Impact Topics

Label	ESG Tag	DMA Short Name
1	E	Water Discharge
2	E	Energy: Indirect
3	G	Whistle-blowing
4	E	Air Pollution
5	G	Corporate Culture
6	G	Corruption and Bribery
7	S	Employee Protection
8	E	Energy: Direct
9	E	Resources: Inflow
10	G	Supplier Relations
11	S	Consumer and Patient wellbeing (inc. their social inclusion)
12	S	Employee Equality and Development

¹ ダブル・マテリアリティ・アセスメントの詳細、および分類されたサステナビリティ影響トピックの一覧については、最新のサステナビリティ報告書をご覧ください: www.icepharma.com/about/sustainability

デュアル・マテリアリティ・アセスメントで特定された影響の大きい12の課題から着手し、これらの課題に取り組み、軽減するための包括的な取り組みを展開しています。これらの取り組みにより、ICEファーマは人々と地球に対する責任を果たし、その行動を実際の影響に合わせることで、その効果を最大化しています。

患者のウェルビーイングへの貢献：医薬品へのアクセスは、世界的な健康格差に対処し、支援を必要とする地域社会を支援するために不可欠です。ICEファーマは、慈善団体や公的機関と提携し、必要な医薬品を寄付したり、十分なサービスを受けていない人々を支援したりすることで、患者の福祉を積極的に推進し、最も必要とされている医療へのアクセスを確保しています。

持続可能なオペレーション：持続可能なオペレーションは、環境への影響を削減し、効率を向上させるICEファーマの取り組みの中核をなすものです。水使用量の削減、エネルギー使用の最適化、大気質の管理などの取り組みを優先することで、ICEファーマは施設とプロセスの継続的な改善を推進しながら、生態系への影響を最小限に抑えることを目指しています。

責任あるサプライチェーンの管理：ICEファーマは、倫理的で持続可能かつ強靱な事業慣行を確保する上で、サプライチェーンが果たす重要な役割を認識しています。「責任ある成長を目指すサプライヤーのためのガイドライン」などの取り組みを通じて、サプライヤーと協力し、共通の価値観を維持し、持続可能性の目標で一致し、サプライチェーン全体を通じて透明で責任ある実践を推進することの重要性を強調しています。

人への配慮：ICEファーマの活動の中心は人です。ICEファーマは、従業員の福利厚生、専門的な能力開発、倫理的な行動を促進する、安全で包括的かつやりがいのある職場環境の育成に取り組んでいます。ICEファーマは、包括的な研修プログラム、効果的な安全対策、エンゲージメント・イニシアチブなどのイニシアチブを優先することで、従業員が活躍し、卓越した企業文化に貢献できるような環境づくりを目指しています。

当社の持続可能性への取り組みを共有することで、ICEファーマが当社の影響を管理するために取っている行動についての洞察を提供することを意図しています。これらのイニシアチブは弊社のみが行うものであり、サプライヤーに義務を課すものではありません。しかしながら、お取引先様の取り組みを知ることは、相互支援と目標の一致を促進し、私たち全員がより持続可能な未来に向かって前進する上で重要であると考えています。

御社の取り組みや努力を共有したい場合は、sc.sustainability@icepharma.com までご連絡いただくか、いつもの ICE Pharma 担当者までご連絡ください。当社の持続可能性への取り組みについては、www.icepharma.com/about/sustainability をご覧ください。

4. コンプライアンス、監査、継続的改善

ICEファーマは、「責任あるサプライヤー成長のためのガイドライン」に記載された基準の遵守を確認します。サプライヤーとの透明で協力的な関係を維持し、相互の成長と倫理的、環境的、社会的基準の遵守を優先することを目指します。

これらの努力を支援するため、ICEファーマは、本書に詳述されているガイドラインの遵守を確認するために、定期的にコンプライアンス監査を実施する権利を有します。監査は、事前に通知した上で予定され、ICEファーマまたは資格のある第三者が実施します。このような監査の目的は、倫理的行動、持続可能性の実践、ガバナンス基準に対する当社の期待との整合性を評価することです。サプライヤーは監査に全面的に協力し、円滑で効率的なプロセスを確保するため、すべての関連文書と設備にアクセスすることが求められます。

サプライヤーは、これらの基準との整合性を確保するため、コンプライアンス・プロセスを積極的に監視し、見直すよう奨励されます。これには、サプライチェーンを評価し、リスクに対処し、コンプライアンスを実証するための記録を維持するための積極的な対策を講じることが含まれます。下請け業者の場合、そのネットワーク全体でこれらの基準が満たされていることを確認するのは、サプライヤーの責任です。

不適合が特定された場合、ICEファーマはサプライヤーと建設的に協力し、問題に対処するための是正措置を策定しなければなりません。当社は、改善への協力的なアプローチを重要視し、是正のプロセスを通じてオープンな対話を奨励します。しかし、コンプライアンス違反が続いたり、問題を適時に解決できない場合は、取引関係を再考することがあります。

また、これらのガイドラインに対する懸念や違反の可能性を報告するための安全な手段を確立しています。サプライヤーおよびその代表者は、コンプライアンス、倫理的行動、またはその他の関連する問題に関して懸念がある場合は、以下のチャンネルを通じて報告することが推奨されます：

ウェブサイト：<https://icepharma.integrityline.com/>

Eメール：sc.sustainability@icepharma.com

普通郵便：ICE Pharma, Compliance Division, Via Sicilia 8/10, 42122 Reggio Emilia, Italy

報告は内密に行うことができ、内部告発者保護を含む適用法に従って取り扱われます。ICE Pharmaは、善意で懸念を報告した人の身元を保護し、報復措置が取られないように努めます。

継続的な改善を支援するため、ICEファーマはサプライヤーに対し、様々な分野におけるベストプラクティスの推進を目的としたイニシアチブへの参加を奨励しています。これには、定期的なコンプライアンス評価、持続可能性とガバナンスの問題に関するトレーニングセッション、知識と経験を共有する機会などが含まれます。サプライヤーは、これらの取り組みにおいてICEファーマと協働し、学びを共有することが相互に有益であることを認識し、参加することを推奨します。

最後に、本ガイドラインは、法的要求事項の変更、業界の発展、またはステークホルダーからのフィードバックを反映するため、定期的に改訂される場合があります。重要な更新があった場合はサプライヤーに通知され、本ガイドラインに関する提案やコメントの提供が求められます。私たちは共に、サプライチェーン全体を通じて、誠実さ、責任感、継続的改善の文化を促進することができます。



免責事項

本文書は、一般的な情報提供を目的として作成されたものであり、いかなる契約上の権利や義務の発生を意図するものではありません。ここに記載された方針が会社に義務を課す限りにおいて、そのような義務は契約上のものではなく、拘束力のある法的基準とみなされるべきではありません。

ICEファーマは、本方針をいつでも一方的に採用、修正、廃止、または置き換える権利を留保します。ここに含まれる情報は、会計、税務、その他の専門的なアドバイスとみなされるべきではありません。

エディターとバージョン管理：

ICE Pharma S.p.A. 法務部長室

バージョン：1.0

発効日：2025年1月1日

承認者：ICE Pharma およびその子会社の取締役会

ICEファーマについて

ICE S.p.A. およびその関連会社（以下「ICEファーマ」）は、高品質の胆汁酸誘導体および原薬の開発、製造、供給を通じてヘルスケアの発展に貢献する製薬企業です。同社は、患者の幸福に貢献し、世界中の地域社会の健康と安全を支えるために不可欠な医薬品原料を提供することに尽力している。

ICEファーマは、イノベーション、持続可能性、最高水準の倫理的行動と規制要件の遵守に重点を置き、持続可能な事業運営へのコミットメントを反映した厳格な環境・社会・ガバナンスの原則を遵守しています。

社会的責任ある企業として、ICEファーマはサプライヤー、ビジネスパートナー、ステークホルダーと協力し、ICEファーマのコアバリューと、環境への影響を最小限に抑えながら健康状態を改善するというミッションに沿って、安全で倫理的かつコンプライアンスに準拠したサプライチェーンを推進しています。

お問い合わせください：

本方針に関するいかなる質問も、本方針の実施と執行に責任を負う最高法務責任者室、または指定された連絡先に直接お寄せください。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

E メール：sc.sustainability@icepharma.com

